令和４年１１月８日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　高　井　康　之
（公印省略）

オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および
保険者による再審査申出のオンライン化等について

日本医師会より、標記に関して、令和４年１０月４日付で連絡がありました。

厚生労働省の「審査支払機能の在り方に関する検討会」（令和２年９月～令和３年３月）での検討や当時の行政改革担当国家公務員制度担当内閣府特命担当大臣の意向により、オンライン請求を行う医療機関においては、①令和３年１０月診療分（１１月請求分）から紙媒体による返戻を廃止し、オンラインによる返戻のみとし、②令和４年度中には紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、再請求はオンライン請求によるものとされておりました。

本件については、令和３年１１月３０日付けでご連絡申し上げ、

⑴オンライン資格確認によるレセプト振替・分割サービスが開始され、返戻が一定程度減少すると見込まれることが前提で、この機能の導入が遅れることになれば、紙媒体での返戻も継続させる、

⑵レセプト振替開始による資格過誤の状況やシステムへの影響を踏まえることや、紙と遜色ない修正方法で対応できるなどレセコンそのものの機能性や操作性が向上しているかどうか把握した上で判断することとなり、

紙媒体による返戻については、システム事業者の対応状況等を踏まえ、当面延期され、再請求をオンラインによるものとする取扱いは、令和４年度中の実施時期が判明され次第、改めて連絡することとなっておりました。

今般、令和４年９月３０日付けで厚生労働省保険局医療介護連携政策課長名の文書が発出され、医療機関・薬局を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、令和５年３月原請求分から、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする旨の連絡がありました。

また、厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるようシステム事業者に対して必要な対応を完了するよう働きかける等を行いますが、システム事業者の対応状況を把握した上で、「やむを得ない場合の必要な対応」については検討されることとなっております。

なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止につきましては、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和６年度中の廃止を目指すとなっております。

本件につきましては、支払基金近畿審査事務センターから令和４年 11 月４日（金）の返戻発送に併せて、連絡文書を送付する予定です。

本会より、本件について、支払基金本部に確認したところ、

・「オンライン請求医療機関については、令和５年３月原請求分から、再請求をオンラインによるものとする」とは、オンライン請求医療機関で、令和５年４月以降に再請求するレセプトについては、紙媒体による請求はできず、オンラインによる請求とされている。

・支払基金からの返戻は、令和５年４月以降も「オンラインによる返戻」にあわせて「紙媒体による返戻」を行うが、「紙媒体による返戻」については、令和６年度中の廃止を目指すこととされている。

・厚生労働省において、オンラインによる再請求ができない「やむを得ない場合」の必要な対応について検討されている。

・今回の取扱いについては、厚生労働省において、下記のＱ＆Ａが作成されている。

■令和４年 10 月 26 日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡
「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関するＱ＆Ａの送付について」

問１　オンライン請求医療機関等が行う返戻再請求について、「紙媒体で返戻されたレセプト（※）に係る再請求を除き」オンライン化することとされているが、「紙媒体で返戻されたレセプト（※）」とは具体的にどういったものを指すか。

（答）具体的に「紙媒体で返戻されたレセプト（※）」とは、審査支払機関から、紙媒体のみで返戻される場合のレセプトを指す。（例）医療機関等から公費請求分が摘要欄において請求され、審査支払機関から保険者等に対して請求されたレセプトなど、審査支払機関のシステムにおいて紙媒体に変換されたレセプト
一方で、令和５年４月以降も、オンライン請求医療機関等に対して、紙媒体とオンラインによる返戻がなされることとなるが、こうした場合の返戻再請求はオンラインによることとなる。

問２　「2023 年３月原請求分」から返戻再請求及び再審査申出をオンライン化することとされているが、具体的には医療機関・薬局や保険者はいつからオンラインによる対応を行う必要があるか。

（答）オンライン請求医療機関等や保険者については、オンライン請求医療機関等が審査支払機関に対して 2023 年３月に行う原請求（通常２月診療分について行うことが想定される。）に係る返戻再請求や再審査申出の時期以降、オンラインによる対応が求められる。具体的には、診療年月にかかわらず、2023 年４月以降に行う返戻再請求や再審査申出についてオンラインで対応する必要がある。なお、審査支払機関から 2023 年３月以前に返戻・請求された明細書についても、2023 年４月以降にオンライン請求医療機関等が返戻再請求し、又は保険者が再審査申出する場合は、オンラインで対応する必要があることに留意すること。

とのことでありました。

本会としては、システムの改修が間に合わないなど、オンラインによる請求ができない医療機関に対しては、柔軟に対応するよう、引き続き、要望を行ってまいりたいと考えております。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和４年９月３０日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知
「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（協力依頼）」

「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」（令和３年３月 29 日とりまとめ）において、オンライン請求医療機関・薬局（以下「オンライン請求医療機関等」という。）からの返戻再請求及び保険者からの再審査申出に係るオンライン化についてとりまとめられており、そのスケジュールについては、「オンライン請求の促進に向けた対応について（周知依頼）」（令和３年 11 月 29 日保連発 1129 第１号）においてお示ししていたところです。

今般、これらのオンライン化の時期等について、下記のとおりお示ししました。

○ 「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」等に沿って、以下のとおり対応することとしていました。

① 紙媒体で返戻されたレセプト（※）に係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。

※ 当初、令和３年 10 月から紙媒体による返戻を廃止することとしており、その場合でも紙媒体に依らざるを得ない返戻レセプトが想定されていた。

② 全ての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。なお、紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体での再審査申出を可能とする。

○ 上記について、医療機関・薬局、保険者を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、2023 年３月原請求分からオンラインによるものとします。

○ 「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」の改正及び詳細については、追って通知いたします。

○ 厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるよう、システム事業者に対して必要な対応を完了するよう改めて働きかけるとともに、関係機関と連携して周知の徹底を図るものとします。

○ その上で、システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要な対応について検討を行います。

○ なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和６年度中の廃止を目指します。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課　電話 06-6763-7001